

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した生活保護法（以下「法」という。） 63 条の規定に基づく返還金額決定処分及び法 25 条 2 項の規定に基づく各保護変更決定処分に係る各審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第 1 審査会の結論

本件各審査請求は、いずれも棄却すべきである。

第 2 審査請求の趣旨

本件各審査請求の趣旨は、〇〇福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が、令和 3 年 10 月 29 日付けの通知書で行った法 63 条の規定に基づく返還金額決定処分（以下「本件返還処分」という。）及び各保護決定通知書で行った各保護変更決定処分（以下「本件各変更処分」という。また、本件返還処分と本件各変更処分を併せて「本件各処分」という。）について、それぞれの取消しを求めるものである。

第 3 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね次のことから、本件各処分の違法性又は不当性を主張し、それぞれの取消しを求めている。

年金等が支給される度に以前入所していた施設において 6 万円支払っているが、最初から領収書が発行されなかった。本件各処分の取消しを求める。

第 4 審理員意見書の結論

本件各審査請求はいずれも理由がないから、行政不服審査法 45 条 2 項により、棄却すべきである。

第 5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のとおり審議した。

年 月 日	審議経過
-------	------

令和 6 年 5 月 2 8 日	諮問
令和 6 年 8 月 1 6 日	審議（第 9 1 回第 3 部会）
令和 6 年 9 月 1 7 日	審議（第 9 2 回第 3 部会）

第 6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

(1) 保護の補足性・基準

法 4 条 1 項は、保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われるとし、法 8 条 1 項は、保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとするとしている。

(2) 職権による保護の変更

法 2 5 条 2 項及び同項において準用する 2 4 条 4 項は、保護の実施機関は、常に、被保護者の生活状態を調査し、保護の変更を必要とすると認めるときは、速やかに、職権をもってその決定を行い、決定の理由を付した書面をもって、これを被保護者に通知しなければならないとしている。

(3) 収入認定（総論）

「生活保護法による保護の実施要領について」(昭和 3 6 年 4 月 1 日付厚生省発社第 1 2 3 号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。)

第 8 ・ 2 は、収入の認定は月額によることとしている。

次官通知第 1 0 は、保護の要否及び程度は、原則として、当該世帯につき認定した最低生活費と次官通知第 8 によって認定した収入との対比によって決定することとしていることから、就労に伴う収入あるいは就労に伴う収入以外の収入がある場合には、その収入額は、当該受給者の収入として認定されることになり、当該受給者の保護の基準とされた金額から控除されることになる。

(4) 収入認定（年金）

次官通知第 8 ・ 3 ・ (2) ・ ア ・ (ア) は、生活保護における収入認定に当たっては、保護の実施機関は、恩給、年金、失業保険金その他の公

の給付については、その実際の受給額を認定することとしている。

これを受けて、「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和 38 年 4 月 1 日付社発第 246 号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。）第 8・1・(4)・アは、厚生年金保険法、国民年金法等による給付で、1 年以内の期間ごとに支給される年金については、実際の受給額を原則として受給月から次の受給月の前月までの各月に分割して収入認定することとしている。

(5) 扶助費の戻入の遡及限度

「生活保護問答集について」（平成 21 年 3 月 31 日付厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡。以下「問答集」という。）問 13-2・答・2 は、扶助費戻入決定の遡及の限度について、扶助費の過渡分を戻入する場合、遡及変更の限度は 3 か月程度と考えるべきであるとしている。また、問答集問 13-2・答・3・アは確認月からその前々月まで以前の返納額は法 63 条により処理すべきとしている。

(6) 費用返還義務

ア 法 63 条は、被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、速やかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならないとしている。

イ 「生活保護費の費用返還及び費用徴収決定の取扱いについて」（平成 24 年 7 月 23 日社援保発 0723 第 1 号厚生労働省社会・援護局保護課長通知。以下「課長通知」という。）1・(1) は、法 63 条に基づく費用返還の取扱いについて、「法 63 条に基づく費用返還については、原則、全額を返還対象とすること」とし、「ただし、全額を返還対象とすることによって当該被保護世帯の自立が著しく阻害されると認められる場合は、次に定める範囲の額を返還額から控除して差し支えない」とし（以下「自立更生免除」という。）、上記の「次に定める範囲の額」として、「当該世帯の自立更生のためのやむを得ない用途に充てられたものであって、地域住民との均衡を考慮し、社会通念上容認される程度として保護の実施機関が認めた額」等を挙げている。

(7) 次官通知等の位置付け

次官通知及び局長通知は、いずれも地方自治法 245 条の 9 第 1 項

及び3項の規定に基づく法の処理基準であり、課長通知は、同法245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言である。また、問答集は、生活保護制度の具体的な運用・取扱いについて問答形式により明らかにするものであり、実務の適切な遂行に資するものとして、その内容も妥当なものであると認められる。

2 本件各処分についての検討

(1) 請求人の年金等に係る収入認定について

処分庁は、請求人の事情を鑑み、年金等を収入認定することなく、保護を開始・継続していたことが認められる。

就労に伴う収入あるいは就労に伴う収入以外の収入がある場合には、その収入額は、当該受給者の収入として認定されることになり、当該受給者の保護の基準とされた金額から控除されることになるとされ（1・(3)）、また、年金その他の公の給付については、その実際の受給額を認定することとされている（同・(4)）ことからすれば、本来、請求人に対する保護を開始する際に年金受給額全額を収入認定し、保護の基準とされた金額から控除することが原則となる。しかし、年金等を引き出すことができない状況にある請求人について年金等を収入認定することで請求人は最低生活を下回る生活を余儀なくされることを鑑みれば、処分庁が、収入認定していなかった年金等については返還の対象となる旨を請求人に説明した上で、請求人が通帳及びキャッシュカードを再発行して年金等を引き出すことができる状況になることを待って収入認定を行ったことに不合理な点は認められない。以下、このことを前提に本件各処分について検討する。

(2) 本件返還処分について

ア 法63条の規定の適用について

被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならないとされているところ、請求人には保護を開始する以前から年金収入を得ていたが、通帳の紛失により年金を引き出すことができない状況にあったことから、処分庁は年金を収入認定することなく保護を開始したことが認められ、これは、「資力があるにもかかわらず、保護を受けたとき」に該当する。

法63条の規定は、被保護者に対して最低限度の生活を保障する

という保護の補足性の原則に反して保護費が支給された場合に、支給した保護費の返還を求め、もって生活保護制度の趣旨を全うしようとするものであるから（東京高等裁判所平成25年4月22日判決・訟務月報60巻2号381頁）、法63条の規定を適用して本件返還処分を行った処分庁の判断に違法・不当な点はない。

イ 本件返還処分の返還対象期間について

本件返還処分の返還対象期間は令和2年12月から令和3年7月とされている。請求人は保護を開始する以前から年金収入を得ており、令和2年11月12日に保護を申請した時点で既に同年10月15日に支給された年金を費消済みであり、同年12月15日以前に請求人に支給された年金については、保護開始以前の請求人の最低限度の生活の維持に活用されていたものであると認められる。

上記アのとおり、法63条の規定は、保護の補足性の原則に反して保護費が支給された場合に保護費の返還を求めるものであるから、同日以前に支給された年金について本件返還処分の対象とせず、返還対象期間の始期を保護開始後に初めて年金が支給された同月とした処分庁の判断に不合理な点はない。

また、上記1・(5)のとおり、請求人が年金等を引き出せる状況になったことが確認できた令和3年10月から遡及して変更することができるのは同年8月までであるから、その前月となる同年7月を返還対象期間の終期とした処分庁の判断は上記1の法令等の定めに従ったものである。

したがって、本件返還処分の返還対象期間を令和2年12月から令和3年7月までとした処分庁の判断に違法又は不当な点はない。

ウ 本件返還処分による返還金額について

本件返還処分による返還金額を決定するに当たって、担当職員は、保護を受給中に支給された年金等について法63条に基づき返還を求めること及び自立更生免除について請求人に説明し、請求人から自立更生免除の申出はされていないことが認められる。

その上で、処分庁は、別紙「返還金額算定表」のとおり、各返還対象月において、資力が支給済み保護費を上回っていたので、支給済み保護費に相当する額を当該各月の返還対象金額とし、返還金額を算定していることが認められる。

そうすると、本件返還処分の返還金額の算定は、上記1の法令等

の定めに則った適正なものであり、かつ、違算も認められない。

(3) 本件各変更処分について

処分庁は、請求人は保護を開始する以前から年金収入を得ていたことを把握しており、また、請求人の通帳の写しにより、令和3年10月15日に請求人に2か月分の年金63,336円及び年金給付金4,142円が振り込まれていることを把握したことから、同年8月分から10月分までの請求人の保護費について、それぞれ上記年金等の振込額の合計を2で除した月額33,739円を収入認定し、請求人の同月8月1日以降、同年9月1日以降及び同年10月1日以降の保護費をそれぞれ変更したことが認められる。

年金は、その実際の受給額を認定することとされるほか、受給月から次の受給月の前月までの各月に分割して収入認定することとされ(1・(4))、保護費の戻入の遡及限度は3か月程度とされていることからすれば(同・(5))、本件各変更処分は法令等の定めに則って適正に行われたものであるから、違法・不当な点は認められない。

(4) 小括

以上のとおり、本件各処分は、いずれも上記1の法令等の定めに則って適正に行われたものであり、違算も認められないから、違法又は不当な点は認められない。

3 請求人の主張についての検討

請求人は、第3のとおり、入所していた施設において領収書が発行されなかったとして、本件各処分の違法性又は不当性を主張している。

しかし、請求人が入所していた施設において領収書が発行されなかったことは、本件各処分とは何ら関係ない。

また、本件各処分がいずれも違法又は不当とは認められないことは上記2のとおりであるから、請求人の主張は採用することができない。

4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件各処分のいずれにも違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

（答申を行った委員の氏名）

山田 攝子、青木 淳一、澄川 洋子

別紙（略）